

会 議 録	
会議名	飲酒運転させない TOKYO キャンペーン推進委員会幹事会
日時	平成 29 年 5 月 23 日（火）10 時 30 分～11 時 30 分
場所	都庁第一本庁舎 42 階特別会議室 A
出席者	別紙
会議内容	<p>1. 司会者（池野谷青少年・治安対策本部交通安全課長）</p> <p>ただいまから「飲酒運転させない TOKYO キャンペーン推進委員会幹事会」を開催いたします。本日、進行を務めさせていただきます交通安全課長の池野谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、臼井青少年・治安対策本部総合対策部・治安対策担当部長から、挨拶を申し上げます。臼井部長、お願ひします。</p> <p>2. 飲酒運転させない TOKYO キャンペーン推進委員会幹事会会長挨拶（臼井治安対策担当部長）</p> <p>青少年・治安対策本部治安対策担当部長の臼井でございます。</p> <p>本日は、飲酒運転させない TOKYO キャンペーン推進委員会幹事会を開催するにあたり、皆様方には、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には、日頃から、東京都の交通安全行政全般に深いご理解と多岐にわたるご協力を賜わっておりますことに厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、昨日現在の都内における交通事故発生状況につきましては、発生件数、負傷者数とも昨年同期と比べ若干増加しているものの、死者数は減少しております。</p> <p>しかしながら、高齢ドライバーによる交通事故が後を絶たないほか、大型連休中に子供が被害に遭う大変痛ましい交通事故も発生するなど、まだ上半期を終えていませんが、交通事故防止対策スローガンであります「チャレンジロード ひやくよんじゅう 1 4 0」の達成といった視点で考えますと、決して予断を許さない状況であります。</p> <p>飲酒に起因した交通事故の発生状況などにつきましては、この後、警視庁の藤本管理官からご説明いただきますが、飲酒運転による交通死亡事故は、皆様方のお力添えもあり、昨日現在発生しておらず、一定の抑止効果が表れていると言えます。</p> <p>この状況を継続させ重大交通事故に直結する悪質・危険な飲酒運転を根絶するためには、飲食店などお酒を提供・販売している業界などに限らず、都民一人ひとりに、「運転する人には、お酒を出さない。」「お酒を飲んだ人には、運転</p>

をさせない。」という強い意志を持ってもらうことが、とても大切であると考えます。

東京都としましては、本年も皆様方とともに飲酒運転の根絶に向けた様々な活動に積極的に取り組んでまいります。

おわりになります。本キャンペーンが効果的に展開され、社会全体に飲酒運転を根絶する意識が広がるよう、引き続き、皆様方の多大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。

3. 司会者（池野谷青少年・治安対策本部交通安全課長）

それでは、お手元の「会議次第」によりまして、議事を進行させていただきます。はじめに、「都内の交通事故の発生状況（飲酒事故発生状況）」等につきまして、警視庁交通部交通総務課 藤本管理官から、ご説明をいただきます。藤本管理官よろしくお願いいたします。

4. 警視庁交通部 交通総務課 藤本管理官

ただいまご紹介いただきました、警視庁の藤本と申します。

私からは、都内における飲酒事故の現状につきまして、ご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

お手元にパワーポイントの資料お配りしておりますが、スライドの一枚目、まずは都内の交通事故の全体の状況、推移につきましてご説明させていただきます。資料見てお分かりいただける通り、交通事故については減少傾向でできております。平成28年中の都内の死者数は159人と、戦後最小、「ピーク時の1/7」と記載しております。昭和35年に1179名の方が都内では交通事故で亡くられておりますが、それと比べると約1/7以下にまで減少してきているというところです。また交通事故の発生件数と負傷者数につきましては、平成13年から16年連続で減少しておりますが、ただ、事故の1件1件の内容をみていきますと依然として、全負傷者に占める高齢者の割合が高いほか、児童、幼児が犠牲となる、大変痛ましい事故も昨年は5件発生しております。最近スマートフォン等の普及によりまして、携帯電話を使用しながらの交通事故が増加傾向にありますし、また、高齢運転者による交通事故が続発、全国的に発生して、社会的注目を集めるといったこともありますので、そういったことを踏まえやすと予断を許さない状況にあると考えております。

スライドの2ページ目は都内の飲酒事故の年別推移です。平成18年から記載しております。さきほどの交通事故全体は減少傾向にあるとお話しましたが、飲酒事故につきましては平成28年中202件、5年ぶりに増加に転じたところです。

また、死者数につきましても7人、前年と比べて2人増えている状況です。また、これらの事故を分析したところ飲酒事故、深夜だけではなくて早朝に発生する事故が多いということがわかっております。また、飲酒場所につきましても飲食店だけではなくて、自宅で飲酒をして事故を起こす事例も多く、飲酒直後の事故だけではなくて飲酒終了から一定時間経過した後の事故も発生しています。こういった特徴が分かってくるので、是非、飲酒運転させないTOKYOキャンペーン等を通じて、そういうこともご理解していただける様な広報、啓発活動に努めていきたいと考えております。

続きましてスライドの3でございます。飲酒事故の時間帯別の状況ですが、傾向的には例年と同じ傾向を示しています。ピンク色が平成28年、青色が27年、緑色が3年平均を示したものになります。おおむね発生時間帯で最も多いのが午後10時から午前0時で、飲酒直後の事故なのかと思えますけど、そういった深夜帯に一番多く発生している。一方で早朝の6時から8時台、朝方ですけれども、こういった時間帯にも多く発生しています。この朝方に多いというのが、その殆どが二日酔い運転ということでお酒を飲んでアルコールが十分体から抜けきれていない状態で、車を運転して事故を起したというケースが多いということです。

続きまして、スライドの4、飲酒運転の検挙者と高濃度者の割合ということで、飲酒の取り締まり基準につきましては呼気1リットルにつき0.15以上が取り締まりの対象となるわけですが、0.25を一つの基準としまして、0.25以上の方の割合を高濃度者と定義づけまして、0.25未満のものについては低濃度者という風に定義づけました。その結果は、平成21年から記されていますけれども、28年中高濃度者の割合0.25以上もしくは酒酔い運転の状態发生交通事故を起した方の割合が全体の81.2%を占めているということで、ここからは、単に少し食前酒を飲んだという感じで軽めにお酒を飲んでハンドルの握ったわけではなく、がっちりお酒を飲んで事故を起しているといったことが、この数字からも十分に悪質性があると証明できます。そういった状態でハンドルを握っているドライバーが多いということが、この表からお分かりいただけるかと思えます。この高濃度者の割合につきましては平成21年の7年前と比べますと平成28年15ポイントほど増えているというところです。

続きまして、スライドの5、飲酒運転に伴う罰則につきましては、社会的反響の大きい事故が発生するたびに法律が改正され、そのたびに厳罰化されてきているところでございます。酒酔い運転と酒気帯び運転の刑事罰が記載されております。後程確認していただきたいと思えます。

続きまして、スライドの6ですが、皆さんご理解いただいているかもしれませんが、自らがお酒を飲んでハンドルを握る、これは当然禁止されているわけ

ですが、飲酒している人が運転する車に同乗する、あるいは車を提供する行為も処罰の対象になります。平成 20 年には、お酒を飲んでいる人の車に同乗したということで懲役 2 年の実刑という重い判決が出されています。刑事罰の話でしたが、その他に行政処分もあります。0.15~0.25mg/l 未満ですと、14 点が引かれますので、3 ヶ月間の免停になります。0.25mg/l 以上で検挙されますと免許の取り消しになります。0.25mg/l で 2 年間、酒酔い運転で 3 年間ということで、仕事上車を利用されている方については、職を失う可能性があるということです。刑事罰、行政罰、社会的制裁等も広報の機会には是非訴えていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、スライドの 7、平成 26 年に道路交通法が改正され新たにできた刑罰になります。いわゆる逃げ得を許さないという法律になります。警察官の検挙を逃れるために事故を起してから逃走したり、あるいはその後には正確な飲酒量を検知できないようにお酒を飲むといった行為をすると刑罰が重くなります。下に記載してあります通り、そういった行為が発覚すると 12 年、引き逃げて現場から逃走した場合、併合罪として最長懲役 18 年の刑が下される可能性があるということで、刑の厳罰化についても広報していく必要があると思います。

スライドの 8、先程朝方の 6 時から 8 時に飲酒の事故が多いというお話をしましたが、自分自身がお酒を飲んだけれども、抜けているだろうというように思ってハンドルを握る方も少なくはないのかなと考えております。先週テレビを見ていますと「お酒を飲んでどれくらいで自分の体内からアルコールが抜けますか？」という街頭インタビューをやっているニュースがありましたけれども、それを拝見していますと、「ビール 1 本ハイボール 2、3 杯飲んで 1 時間くらいでアルコールが抜けると思います」と答えている人もいました。結論から言いますと、アルコールはそんなに簡単に体内から抜けるものではないのです。こういったことも知らしめる必要があると考えているところでございます。スライドの 8 ですが、個人差はあるのですが、体重 60kg の成人男性と仮定し、アルコールが体内から消えるまで要する時間は、ビール中瓶 1 本を 1 単位（アルコール 20 g）として、1 単位を摂取するとアルコールが体内から消えるまでに概ね 4 時間かかるといわれております。2 単位ですと 6~7 時間、3 単位ですと 9~10 時間、ビール 1ℓ、缶ビール 500ml を中瓶 2 本飲むと 8 時間アルコールが抜けないということですから、先程の街頭インタビュー、差はあると思いますが、一般の方が思っている以上にアルコールは残っているということがこの表から、目安ではございますがお分かりいただけるかと思えます。

スライドの 9 をご覧ください。先程のお酒を 3 単位飲みむと 8 時間後に車を運転する予定のある方は酒気帯び運転となる可能性がありますから、早朝車を

運転する予定のある場合には適正な飲酒量、深酒はしないということについても十分注意する必要があると考えております。

次のスライドは死亡事故の事例です。昨年 7 件の飲酒死亡事故が発生しており、その概要図を示したものでございます。まず昨年の 2 月、小平市で発生した事例は、飲酒運転した車がふらつきながらセンターラインを超えて乗用車にぶつかったという事故でございます。次の 3 月 13 日の町田市管内で発生した事故につきましても、飲酒運転をした車が右側通行をして衝突した事故でございます。3 件目の事故は、3 月 23 日世田谷区で発生した事故でございますが。これは警察官から、尾灯が切れていて職務質問を受けた車がお酒を飲んでおり、逃走し、交差点の赤信号に突入して時速 130 キロで逃げています。そのくらいのスピードを一般道で出してタクシーと衝突して、タクシーの運転手が亡くなった事故です。次の 4 月 19 日練馬区で発生した事故ですが、これもお酒を飲んで道路右側の電柱に衝突した後検知しましたところ、呼気 1 リットルから 0.9mg のアルコールが検知されましたので単純に換算しますとこの方、約ビール 20 くらい飲んでバイクを運転していたということになります。

次のスライドですが、5 月 29 日に江東区で発生した事故でございます。これにつきましても、ハンドル操作を誤って電柱に衝突した事故です 6 月には江戸川区で道路の右側を通行して歩行者に衝突した事故。次のスライドの 7 件目ですが、飲酒をして駐車車両に衝突したということです。お酒を飲むと適正な判断認知ができない状況に陥りますので、そういった危険性についても是非このキャンペーンで訴えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

5. 司会者（池野谷青少年・治安対策本部交通安全課長）

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、質問等がございましたら ご発言をお願いいたします。

無いようですので、「議事」に入らせていただきます。

「平成 29 年飲酒運転させない TOKYO キャンペーンの実施要領（案）」等について、佐藤交通安全対策担当課長から説明させていただきます。

6. 佐藤青少年・治安対策本部交通安全対策担当課長

交通安全対策担当の佐藤です。

幹事の皆様方には、日頃から、飲酒運転根絶対策をはじめ、先月実施いたしました春の全国交通安全運動等、交通安全諸対策に多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

今までも、飲酒運転をさせない、見逃さない環境作りのために、繰り返し、キャンペーン等で自転車を含めた「飲酒して運転しない。運転者にお酒を提供しない。飲酒運転の車に乗らない。」という活動を展開しておりますが、今回も本キャンペーンを通じて幹事の皆様方と連携しながら、身近な人、地域から社会全体に飲酒運転根絶の輪を一層広げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1「平成29年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン実施要領(案)」をご覧ください。本キャンペーンの期間は、7月1日(土)～7日(金)の1週間であります。

目的欄に記載ございますが、これからの時期は、暑気払い等で飲酒の機会が増えるとともに、夏休みを利用しての家族旅行、川原でのバーベキューなど行楽の季節でもあります。開放的な気分などからくる飲酒運転も懸念されることから、繰り返しになりますが、飲酒運転根絶を全面に出した啓発活動を皆様方と連携して実施することにより、飲酒運転させない社会環境の醸成と根絶気運の更なる定着化を図ってまいりたいと思います。

「主な取組」について説明します。

1の「飲食店の来店客や駐車場利用者等に対する取組」ですが、○の一つ目と二つ目、「飲酒運転根絶ステッカー」、「キャンペーン実施中シール」等の掲示、活用をお願いします。店の入り口やレジ付近、トイレの壁などに、ステッカーを貼っていただいておりますが、引き続き、掲示場所の拡大をお願いするとともに、汚れがひどいものなどは、新しいステッカーと交換していただければと思います。

三つ目、「来店したお客様に飲酒運転をさせないためのマニュアル(飲食店用)」、「駐車場利用者等に飲酒運転をさせないためのマニュアル(駐車場用)」等の活用による声掛けのお願いでございます。お客様の中には、「一杯だけなら。」「ちょっと休めば酒は抜けたらう。」などと勝手な理由をつけて運転するドライバーがいますので、お店の方から「今日は、お車ではないですね。」とか「お車は、どうされますか。」など、一言をかけていただくほか、「メニュー表や箸袋、テーブルマットに飲酒運転禁止」などの記載があることも抑止効果があるものと思います。お客様にお声をかけることは大変なことだと思いますが、福岡の事故をはじめ、昨年の世田谷、玉川通りでの事故など、過去に飲酒運転が引き起こした重大事故を二度と起こさないためにも、お店全体での協力体制をよろしくお願いいたします。東京都のホームページに「二種類のマニュアル」を掲載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

2の「職域・職場に対する取組」は、飲酒運転事故が職場で発生すると、社会

的信用が失われ、その対応や信頼回復のために業務全般に影響が出るということは、既に、ご承知のことと思います。車両利用により業務を行っている企業様では、点呼時にアルコールチェックされていると聞いていますが、ポスター・標語の掲示、工夫を凝らした交通安全講習会の開催により啓発していただくほか、それらの取組をホームページ、機関誌等により情報発信して、飲酒運転根絶について社会全体に呼びかけていただければと思います。

3の「家庭や地域に対する取組」は、飲酒事故は、被疑者だけでなく、被害者の家族までも巻き込むものです。ご家庭では、「飲んで運転しては絶対だめ。」と話題にしていただく。また、地域では、掲示版を活用するとか、商店街で放送していただいて、若い世代からご高齢の方まで幅広い年代の方に飲酒運転根絶を呼びかけていきたいと思えます。

次に、「実施要領」についてであります。共通の項目としては、繰り返しのようになりますが、ステッカー等の掲示のほか、それぞれのホームページ等での情報発信、マニュアルを活用したドライバーに対する呼びかけをお願いいたします。警視庁には、取締りをはじめとした諸対策をお願いします。

東京都といたしましては、イベント開催のほか、広報東京都や新宿・渋谷・新橋・有楽町などの大型ビジョンなどを活用して、都民の方々に飲酒根絶を訴えかけていきます。

次に、資料2の「イベント実施概要」(案)について説明します。キャンペーン初日の7月1日(土)、午後2時～3時の間、お台場の「メガウェブ」において、ゲストを招いて交通安全教室などのイベントを予定しています。今回のイベントでは、「目的欄」の下段に記載ございますが、飲酒運転根絶と同様にドライバー向けという一面から、行楽期などに発生する交通渋滞を解消するため、渋滞対策についても啓発してまいります。渋滞緩和を目指す事業であります「ハイパースムーズ東京」については、後ほど、担当課長から説明いたします。

イベント当日は、土曜日でありまして、皆様方におかれましては、公私にわたり大変お忙しいと思いますが、お手元にイベントへの「参加者調査票」を配付しておりますので、一人でも多くのご参加をいただきますよう、よろしく願いいたします。なお、イベントの報道発表については、6月下旬を予定しており、東京都のホームページでもお知らせいたします。

続きまして、資料3をご覧ください。春の全国交通安全運動期間中の4月7日(金)、秋葉原UDXシアター等において、「東京小売酒販組合」様主催による、関係機関様と合同で実施した「飲酒運転根絶・未成年者飲酒防止キャンペーン」の概要であります。

最後になりますが、飲酒運転根絶は、例年ですと、春と秋の全国交通安全運動、年末の交通安全 TOKYO キャンペーン重点目標になっています。都としまし

では、この飲酒対策をはじめ、諸対策に全力で取組、チャレンジロード140を達成したいと考えておりますので、引き続き、皆様方の多大なるご支援、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、私からの説明を終わります。

7. 司会者（池野谷青少年・治安対策本部交通安全課長）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。ご発言がないようですので、「飲酒運転させないTOKYOキャンペーンの実施要領（案）」につきまして、ご了承いただけたものとさせていただきます。

次に、報告に移らせていただきます。

本キャンペーンに伴い行われますお台場でのイベントは、非常に広い会場で実施され、また多数の集客も見込まれております。そこで東京都としましては、本イベントを絶好の機会ととらえまして、例年夏休み時期に問題となっております渋滞対策についてもコラボレーションした形で交通安全意識の普及啓発をしていきたいと考えております。

そこで、渋滞緩和を目指す施策であります「ハイパースムーズ東京」について、大杉渋滞対策担当課長から報告があります。

8. 大杉青少年・治安対策本部渋滞対策担当課長

渋滞対策担当課長の大杉です。

渋滞対策というとバイパスを作る、道路を拡幅するなどの道路整備が思い浮かぶと思いますが、ハイパースムーズ東京は、こうしたハードの整備とあわせて、情報通信技術などを活用し、既存の道路の能力を高めて渋滞を軽減しようという事業であります。事業期間は平成28年度から32年度までの5年間です。具体的施策の例としては、資料左側をご覧ください。まず信号制御についてご説明します。これは、交差点に到着する車をセンサーで感知して、リアルタイムで、または交通量を予測して信号制御を行うものです。

また、右左折専用レーンの設置や延伸、車線数の見直しなどを行い、車がスムーズに流れるようにするという、交差点の改良もごございます。さらに、交通情報版の設置については、交通管制センターからの遠隔制御で、ルート別に渋滞情報を表示して、より渋滞の少ないルートへと誘導し交通量を分散し、渋滞緩和につなげるものであります。

資料右側には、周辺対策等を記載しております。「PTPS」とは「公共車両優先システム」と言われているもので、バスに載せた機械から情報を送り、信号の時間を調整し、バスがスムーズに信号を通過できるようにするものであります。現在は空港直行バス等にこのシステムを導入しています。

また、路上で荷捌きをする車は交通を阻害していることが少なくないため、荷捌きのできる駐車場を拡大する取り組みも行っています。

繁華街などで客待ちをしているタクシーの列が渋滞の原因になっている場合の対策については、事業化の検討を行っております。

以上の対策について、プローブ情報という、カーナビ等から発信される情報を活用し、検討しています。

また、対策等について、普及啓発も行っており、資料右下にある渋滞対策サポーター「ハイパースムくん」をキャラクターとして採用しています。7月1日のイベントにも登場するのでお見知りおきください。

9. 司会者（池野谷青少年・治安対策本部交通安全課長）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

本日予定の議事及び説明等につきましては以上のとおりですが、折角の機会でございますので、他に質疑、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

以上をもちまして、「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会幹事会」を終了させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。